

瀬戸市教育委員会訓令第2号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）					別表第 1（第 5 条、第 6 条関係）				
専決事項 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考	専決事項 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考
<省略>					<省略>				
個人情報保護		個人情報の訂正及び利用停止の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議	個人情報保護		個人情報の訂正、利用停止、目的外利用及び外部提供の決定	個人情報の開示の決定	行政課長合議
	審査請求に対する処分の決定	<省略>				審査請求に対する処分の決定	<省略>		
目的外利用及び外部提供の決定		重要なもの	定例的又は軽易なもの	重要なものについては、行政課長合議					
<省略>					<省略>				

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。